

地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程

平成26年4月1日

規程第29号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第16号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第3項に規定する職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程の定めのない事項については、別に定める場合を除き、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

- 第2条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して定める。
- 2 給料は、地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第17号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、看護職員等処遇改善手当、手術及び処置における休日加算等に関する手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法令又は法第24条第1項ただし書の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払うことができる。

(給料表)

- 第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 （別表1）
- (2) 医療職給料表
 - ア 医療職給料表(1) （別表2）

イ 医療職給料表(2) (別表 3)

ウ 医療職給料表(3) (別表 4)

(3) 技能業務職給料表 (別表 5)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

3 広島市民病院長、広島市民病院特任病院長及び北部医療センター安佐市民病院長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、別表 2 医療職給料表(1)の 5 級 1 号給から 4 号給までのいずれかの号給を適用し、理事長が定めるものとする。

(初任給)

第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

(職務の級の異動等の場合の号給等)

第 6 条 職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

第 7 条 就業規則第 39 条第 2 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の適用を受けた職員の給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、勤務時間等規程第 4 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第 8 条 職員の昇給は、理事長が別に定める場合を除き、毎年 4 月 1 日に、同日前 1 年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57 歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「0 号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことがで

きない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、給料月額を全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、別に定める。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与支給細則（以下「細則」という。）で定めるものには、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、細則で定める。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第2号に掲げる職に係るものにあつては職務の級及び号給

の別に応じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額 25 万 2, 400 円
- (2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額 2 万 1, 400 円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(扶養手当)

第 13 条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (2) 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については 1 人につき 1 万 3, 000 円、同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 500 円とする。
- 4 扶養親族としての子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 000 円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 14 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又

は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第15条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の16
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の9

（住居手当）

第16条 住居手当は、職員で、当該職員又はその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは細則で定める者（次項第2号において「配偶者等」という。）が居住する住宅（貸間を含む。同項各号

において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っていると認められるものに支給する。ただし、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「法人」という。)の職員住宅に居住している職員その他細則で定める職員には支給しない。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受けている職員(細則で定める職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(ア及びイに定める額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額1万2,300円を超え1万9,600円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,600円を控除した額

イ 月額1万9,600円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万9,600円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万円に加算した額

ウ ア及びイに該当する職員以外の職員 2,700円

(2) 第18条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅(細則で定める住宅を除く。)を借り受けているもの 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

あるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき細則で定める額（当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあつては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

（単身赴任手当）

- 第18条 勤務場所の異動又は住居を移転し、父母の疾病その他細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給することができる。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、10万円の範囲内で、細則で定める。
 - 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当を支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当
- (2) 危険作業従事職員の特殊勤務手当
- (3) 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当
- (4) 医師の特殊勤務手当
- (5) 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当
- (6) 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当
- (7) 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当
- (8) 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当
- (9) 分べん業務従事職員の特殊勤務手当
- (10) 解剖従事職員の特殊勤務手当
- (11) 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当
- (12) 待機職員の特殊勤務手当
- (13) 看護職員の特殊勤務手当
- (14) 介助職員の特殊勤務手当
- (15) 特日勤務職員の特殊勤務手当
- (16) 管理職医療従事職員の特殊勤務手当
- (17) 応援診療等従事職員の特殊勤務手当
- (18) 夜間休日手術従事手当
- (19) 抗がん剤調製手当

3 次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき290円の範囲内で理事長が定める。

- (1) 感染症病棟において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の患者（以下「感染症患者」という。）の診療、看護等の業務に従事したとき
- (2) 感染症病棟以外において、感染症患者の診療、看護等の業務に従事した場合であって、濃厚接触者と認められたとき

4 危険作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が高所における作業、塩酸、硫酸等の有害物を取り扱う作業その他の危険な作業に従事したときに支給するものとし、

手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。

- 5 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当は、ラジウム放射線、エックス線その他の有害な放射線にさらされる作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。
- 6 医師の特殊勤務手当は、医師又は歯科医師の資格を有する職員で医療業務その他理事長の定める業務に従事するものに対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき55,000円の範囲内で理事長が定める。
- 7 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、理事長の定める職員が、勤務時間等規程第3条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき1,700円の範囲内で理事長が定める。
- 8 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当は、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救急医療業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- 9 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当は、看護師、准看護師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- 10 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当は、介助業務に従事する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき5,300円の範囲内で理事長が定める。
- 11 分べん業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した主たる職員に対して支給するものとし、手当の額は分べん1回につき10,000円の範囲内で理事長が定める。
 - (1) 産科又は産婦人科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間（休日等（勤務時間等規程第7条の休日をいい、これらの休日のうち代休日を指定された休日にその割り振られた勤務時間の全部を勤務した当該休日については、当該休日に代わる代休日をいう。）における正規の勤務時間を除く。以下同じ。）となる分べん業務に従事したとき。
 - (2) 麻酔科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる、手術を伴う分べんに係る業務に従事したとき。

- (3) 小児科又は総合周産期母子医療センターの医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる分べんに立ち会い、引き続き当該分べんにより出生した新生児の診療に従事したとき。
- (4) 助産師である看護師が分べん業務に従事したとき。
- 1 2 解剖従事職員の特殊勤務手当は、病理診断科に配置されている職員（医師を除く。）が解剖作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき1,400円の範囲内で理事長が定める。
- 1 3 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当は、医療社会事業の業務や精神疾患に係る患者と接する業務に従事する職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,500円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 4 待機職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合にそれぞれ支給するものとし、手当の額は待機及び勤務のそれぞれ1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- (1) 救急患者の来院に対処するため自宅待機を命ぜられたとき。
- (2) 前号により自宅待機を命ぜられた時間において呼び出され、業務に従事したとき（分べん業務に従事した職員の特殊勤務手当が支給される場合を除く。）。
- 1 5 看護職員の特殊勤務手当は、看護師又は准看護師に対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき当該職員の給料月額の100分の4の範囲内で理事長が定める。
- 1 6 介助職員の特殊勤務手当は、看護師の指示のもと患者の介助業務を行う職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,200円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 7 特日勤務職員の特殊勤務手当は、職員が、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務したときに支給するものとし、手当の額は勤務1日につき6,500円の範囲内で理事長が定める。
- 1 8 管理職医療従事職員の特殊勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員（医師に限る。）が、正規の勤務時間外に業務を行った場合に理事長の定める時間の範囲内で支給するものとし、手当の額は業務に従事した時間1時間につき6,000円の範囲内で理事長が定める。
- 1 9 応援診療等従事職員の特殊勤務手当は、職員が診療又は診療補助のため、理事長が認める病院へ応援派遣され当該業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき107,000円の範囲内で理事長が定める。
- 2 0 夜間休日手術従事手当は、看護師又は臨床工学技士が深夜又は休日において

行われる手術に従事したときに支給するものとし、手当の額は手術 1 回につき 2, 500 円の範囲内で理事長が定める。

- 2 1 抗がん剤調製手当は、薬剤師が抗がん剤注射薬の調製業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は従事した日 1 日につき 230 円の範囲内で理事長が定める。
- 2 2 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（看護職員等处遇改善手当）

- 第 19 条の 2 看護職員等处遇改善手当は、理事長が別に定める期間に限り、広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院及び舟入市民病院に勤務する看護師、助産師及び保健師に対して支給する。
- 2 看護職員等处遇改善手当の額は、看護職員処遇改善評価料の施設基準を踏まえて理事長が別に定める。
 - 3 前各項に定めるもののほか、看護職員等处遇改善手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（手術及び処置における休日加算等に関する手当）

- 第 19 条の 3 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省第 59 号）による手術及び処置の休日加算 1、時間外加算 1 並びに深夜加算 1 に係る届出をしている診療科において行われる手術又は処置（理事長が定める手術又は処置限る。以下「手術等」という。）の業務に従事した医師に対し、手当及び処置における休日加算等に関する手当を支給する。
- 2 前項の手当の額は、手術等 1 件につき、5,000 円の範囲内で理事長が定める。

（給与の減額）

- 第 20 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第 7 条に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）及び 8 月 6 日（勤務時間等規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時

間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「８月６日の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- ２ 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）のため引き続き９０日（精神障害の場合は１８０日、結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病の場合は１年）を超えて勤務しないときは、給料及びこれに対する地域手当は、半額を減じて支給する。
- ３ 前２項の規定による減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月又はその翌月分の給与から行う。

（時間外勤務手当）

第２１条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で細則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（１） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第３項において同じ。）における勤務

（２） 前号に掲げる勤務以外の勤務

- ２ 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第６条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第３条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第２４条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の２５から１００分の５０までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- ３ 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する第１項の

規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第8条第1項に規定する代休時間を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

- 第22条 祝日法による休日等、年末年始の休日等及び8月6日の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

（夜間勤務手当）

- 第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務す

ることを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、次条に規定する勤務 1 時間当りの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

(勤務 1 時間当りの給与額の算出)

第 24 条 第 20 条から前条までに規定する勤務 1 時間当りの給与額は、第 20 条に規定する勤務 1 時間当りの給与額にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、前 3 条に規定する勤務 1 時間当りの給与額にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、細則で定める特殊勤務手当の月額並びに看護職員等处遇改善手当の月額の合計額にそれぞれ 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 7 時間 45 分に 17 を乗じたもの（育児短時間勤務職員にあつては、7 時間 45 分に 17 を乗じたものに、勤務時間等規程第 4 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じたもの）を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第 25 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。

- (1) 医師 13,500 円
- (2) 医師以外 6,400 円

2 前項の勤務は、第 21 条から第 23 条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 26 条 第 11 条第 1 項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等規程第 5 条及び第 6 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは 8 月 6 日の休日等（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第 11 条第 1 項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間外に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において細則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあっては、その額の100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において細則で定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（期末手当）

第27条 職員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当の支給基準日」という。）に在職するものには、期末手当を支給する。期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の105を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員（第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の85を乗じて得た額）に、期末手当の支給基準日以前3か月以内（期末手当の支給基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
期末手当の支給基準日が3月1日又は6月1日である場合	期末手当の支給基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当の支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員の給料の月額にあっては、当該月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して細則で定める職員については、前

項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当の支給基準日に係る期末手当（第4号に係る者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第45条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項の規定により解雇された職員
- (3) 期末手当の支給基準日前1か月以内又は期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該期末手当の支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、期末手当の支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに

至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の支給基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

第30条 職員で、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当の支給基準日」という。)に在職するものには、勤勉手当の支給基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。勤勉手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額

に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 第27条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条第2項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「次項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第4項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第3項」と、「第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第30条第4項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第31条 第21条から第23条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく細則で定める職にある職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第32条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、細則で定める。

（休職者の給与）

- 第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、これに期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病にかかり就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の傷病又は心身の障害により就業規則第14条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第14条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第5号及び第6号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり休職にされた場合で、その災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、これらのそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第7号及び第9号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給料等については別に理事長が定める。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員その他理事長が定める者については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第33条第6項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第33条第7項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(派遣職員の給与等)

第34条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき広島市から派遣された職員及び広島市を退職後採用された職員で理事長が定める職員の給与等については、この規程の規定にかかわらず、理事長が定めるものとする。

(口座振替による支払)

第35条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間における第16条第2項の規定の適用については、同項中「1万7,000円」とあるのは「1万3,700円」と、「6,700円」とあるのは「7,900円」とする。
- 3 職員が、理事長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に感染するおそれのある作業であつて理事長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第19条第3項の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（心身に著しい負担を与えるものとして理事長が定める作業に従事した場合にあつては、4,000円）の範囲内で理事長が定める。
- 5 次に掲げる職員が、理事長が定める期間に、理事長が認める業務のため、理事長が認める病院等へ応援派遣され当該業務に従事した場合は、応援診療業務等従事職員の特殊勤務手当を支給する。
 - (1) 医師
 - (2) 歯科医師
 - (3) 医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職種である職員
- 6 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき20,000円の範囲内で理事長が定める。
- 7 第5項の場合において、第19条第19項の規定は適用しない。
- 8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則の一部を改正する規則（令和5年地方独立行政法人広島市立病院機構規則第1号）による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則第21条第1項第1号に規定する職員
 - (2) 就業規則第11条の2第3項の規定により同条第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) その他理事長が別に定める職員

- 10 就業規則第11条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降格等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降格等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（細則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27条第4項（第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。
- 15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施

行に関し必要な事項は、細則で定める。

- 16 第19条第19項の規定にかかわらず、理事長が認める病院において、理事長が認める期間に、所属する病院の救急医療体制維持のため、救急科以外の診療科に属する医師が、あらかじめ勤務体制（勤務時間に深夜の一部又は全部を含む場合に限る。）に組み込まれ、理事長が認める業務に従事した場合には、応援診療業務等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

- 17 前項の手当の額は、勤務1回につき20,000円の範囲内で理事長が定める。

附 則（平成26年9月10日規程第46号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月25日規程第47号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日規程第52号）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成27年3月31日規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規程第23号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規程第28号）

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年3月1日規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年3月2日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者（理事長が定める職員を除く。）の切替日から平成33年3月31日までの給料月額は、その者の号給に応じた第2条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める給料月額にかかわらず、切替日前給料月額等を100分の110で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）について、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、同日から引き続き給料表の適用を受ける職員の切替日から平成33年3月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 7 切替日から平成33年3月31日までの間に新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員の切替日から同月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成２８年３月３０日規程第８号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２７日規程第２６号）

- 1 この規程は、平成２８年１２月２７日から施行する。ただし、第２条の規定並びに附則第４項から第７項までの規定は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第２７条第２項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。
- 3 第１条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第９項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成２８年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第１条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第２条の規定の施行の日から平成３０年３月３１日までの間における同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（次項及び第６項において「第２条による改正後の規程」という。）第１３条第３項及び第１４条の規定の適用については、同項中「及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については１人につき１万円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については１万１，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については１人につき７，５００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については１万１，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち１人については１万円）」と、同条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、２２歳に達した日以降の最初の３月３１日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、同項後段中「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 前項の規定は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項及び第14条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「1万1,500円」とあるのは

「9,500円」と、「7,500円」とあるのは「8,500円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万500円」と、「1万円」とあるのは「8,500円」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「に該当する扶養親族につい

ては7, 500円, 同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円, 同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6, 500円」とする。

- 7 第2条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（以下この項において「第2条による改正前の規程」という。）第16条第2項第2号又は第3号（同項第2号に係る部分に限る。）の規定により平成29年3月の住居手当を支給された職員であつて、第2条の規定の施行の日以後引き続きその所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）に当該職員又はその配偶者等（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第16条第1項に規定する配偶者等をいう。）が居住している者（理事長の定めるこれに準ずる者を含む。）については、第2条による改正前の規程第16条第1項及び第2項の規定は、平成33年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「6, 700円」とあるのは、第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間については「5, 400円」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間については「4, 100円」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間については「2, 800円」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間については「1, 400円」とする。

- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

- 9 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第2条の」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）第1条の」に改め、「（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）」を削る。

附則第7項中「間に新たに第2条による改正後の規程」を「間に新たに地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程第1条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に、「当該新たに第2条による改正後の規程」を「当該同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に改める。

附 則（平成29年12月21日規程第11号）

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項に

において「第1条による改正後の規程」という。)及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第1号)附則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

- 5 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に、「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程(平成28年規程第26号)」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程(平成29年規程第11号)」に改める。

附則第6項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に改める。

附則第7項中「切替日から同月31日」を「平成29年4月1日から平成33年3月31日」に改める。

附 則 (平成30年3月30日規程第7号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日規程第23号)

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の同規程(同項において「第1条による改正後の規程」という。)及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第1号)附則の規定は、平成30年4月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて適用日からこの規程の

施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成31年3月29日規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規程第23号）

この規程は、令和元年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日規程第15号）

この規程は、令和2年6月30日から施行し、改正後の附則第3項から第4項までの規定は、令和2年1月30日から適用する。

附 則（令和3年2月8日規程第4号）

この規程は、令和3年2月8日から施行し、改正後の附則第5項から第7項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月12日規程第13号）

この規程は、令和3年3月12日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第17号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規程第27号）

この規程は、令和3年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規程第2号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年5月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第19第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「290円」とあるのは、第1条の規定の施行の日から令和5年3月31日までの間については「145円」とする。

附 則（令和4年9月30日規程第24号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日規程第26号）

- 1 この規程は、令和4年12月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和5年3月28日規程第2号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第8条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

附 則（令和5年12月18日規程第19号）

- 1 この規程は、令和5年12月18日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和6年3月25日規程2号）

この規程は、令和6年3月25日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年6月26日規程12号）

この規程は、令和6年6月26日から施行し、改正後の附則第16項及び第17項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月23日規程16号）

- 1 この規程は、令和6年12月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第2条の規定による改正前の規程第13条第2項及び第3項、第14条第1項第2号並びに第16条第1項の規定は、令和10年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同規程第13条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、第2条の規定の施行の日から令和8年3月31日までの間については、「に該当する扶養親族については4,800円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万1,200円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」と、同年4月1日から令和9年3月31日までの間については「に該当する扶養親族については3,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万2,100円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」と、同年4月1日から令和10年3月31日まで間については「に該当する扶養親族については1,600円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和7年3月24日規程2号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月8日規程11号）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表1

事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	200,400	241,400	274,900	326,300	364,100	405,500
2	164,200	202,000	242,500	276,600	328,500	366,500	408,100
3	166,300	203,600	243,600	278,300	330,700	368,900	410,700
4	168,400	205,200	244,700	280,000	333,000	371,400	413,300
5	170,500	206,800	245,900	281,600	335,100	373,700	415,700
6	172,700	208,400	246,900	283,600	337,100	375,900	418,100
7	174,900	210,100	247,900	285,600	339,100	378,100	420,500
8	177,100	211,700	248,900	287,700	341,100	380,300	422,900
9	179,300	213,300	249,900	289,600	342,800	382,400	425,200
10	181,500	215,000	251,300	291,600	344,900	384,800	427,600
11	183,700	216,700	252,700	293,600	347,000	387,200	430,000
12	185,900	218,300	254,100	295,700	349,200	389,600	432,400
13	188,000	220,000	255,400	297,600	351,200	392,000	434,600
14	189,400	221,100	256,900	299,800	353,000	394,300	436,900
15	190,800	222,200	258,400	302,000	354,800	396,600	439,200
16	192,200	223,300	259,900	304,200	356,700	399,000	441,600
17	193,700	224,400	261,300	306,200	358,400	401,300	443,800
18	195,300	225,500	262,600	308,400	360,100	403,400	446,100
19	196,900	226,600	263,900	310,600	361,800	405,500	448,400
20	198,400	227,700	265,200	312,800	363,500	407,700	450,800
21	200,000	228,800	266,300	314,800	365,000	409,800	453,100
22	201,400	229,900	267,900	316,600	366,600	411,800	454,900
23	202,800	231,000	269,500	318,400	368,200	413,800	456,700
24	204,200	232,100	271,100	320,200	369,800	415,800	458,600
25	205,400	233,200	272,500	321,800	371,300	417,700	460,300
26	207,200	234,200	274,100	323,800	373,300	419,400	462,000
27	209,000	235,200	275,700	325,900	375,400	421,100	463,800
28	210,800	236,300	277,300	328,000	377,500	422,800	465,600
29	212,700	237,300	278,800	329,900	379,400	424,400	467,200
30	214,500	238,300	280,200	332,000	381,400	425,900	468,100
31	216,300	239,300	281,600	334,100	383,500	427,400	469,000
32	218,100	240,300	283,000	336,300	385,600	428,900	469,900

33	220,000	241,400	284,200	338,300	387,500	430,300	470,800
34	221,100	242,500	285,900	340,400	389,400	431,700	471,500
35	222,200	243,600	287,600	342,600	391,300	433,100	472,300
36	223,300	244,700	289,300	344,800	393,200	434,600	473,100
37	224,200	245,700	291,100	346,800	395,000	435,900	473,700
38	225,300	246,700	292,800	348,800	396,500	436,900	474,500
39	226,400	247,700	294,600	350,800	398,000	438,000	475,300
40	227,500	248,700	296,400	352,800	399,500	439,100	476,100
41	228,400	249,800	298,000	354,600	400,800	440,000	476,800
42	229,400	250,900	299,700	356,300	402,100	440,800	477,600
43	230,400	252,000	301,400	358,000	403,400	441,600	478,400
44	231,400	253,100	303,200	359,700	404,700	442,400	479,200
45	232,400	254,000	304,800	361,200	405,800	443,100	480,000
46	233,400	255,100	306,600	362,600	406,600	444,000	480,700
47	234,400	256,200	308,400	364,000	407,400	444,900	481,400
48	235,400	257,300	310,200	365,500	408,200	445,900	482,100
49	236,200	258,300	311,800	366,900	409,000	446,800	482,900
50	237,200	259,500	313,500	368,100	410,000	447,500	483,700
51	238,200	260,700	315,300	369,300	411,000	448,200	484,500
52	239,200	261,900	317,100	370,500	412,000	449,000	485,300
53	240,000	262,900	318,600	371,400	412,800	449,700	485,900
54	240,800	264,000	320,400	372,700	413,500	450,400	486,600
55	241,600	265,100	322,200	374,000	414,300	451,100	487,300
56	242,400	266,200	324,100	375,300	415,100	451,800	488,000
57	243,300	267,300	325,700	376,500	415,700	452,400	488,700
58	244,100	268,800	327,400	377,600	416,300	453,100	489,400
59	244,900	270,300	329,100	378,700	416,900	453,800	490,100
60	245,700	271,800	330,900	379,800	417,500	454,500	490,800
61	246,300	273,300	332,500	380,700	418,000	455,000	491,500
62	247,000	274,800	334,200	381,500	418,700	455,600	492,200
63	247,700	276,300	335,900	382,300	419,500	456,200	492,900
64	248,400	277,900	337,600	383,200	420,200	456,800	493,600
65	249,100	279,300	339,100	384,000	420,800	457,400	494,300
66	249,700	280,400	340,500	384,700	421,500	458,000	495,100
67	250,300	281,500	341,900	385,400	422,200	458,600	495,900
68	250,900	282,600	343,300	386,200	422,900	459,200	496,700

69	251,300	283,500	344,500	386,800	423,500	459,900	497,300
70	251,900	284,700	345,700	387,600	424,300	460,600	
71	252,500	285,900	346,900	388,500	425,100	461,300	
72	253,100	287,100	348,100	389,400	425,900	462,000	
73	253,600	288,100	349,100	390,100	426,500	462,600	
74	254,200	289,300	350,500	391,100	427,000	463,200	
75	254,900	290,600	351,900	392,200	427,500	463,800	
76	255,500	291,900	353,400	393,300	428,100	464,400	
77	255,900	293,000	354,600	394,200	428,600	464,900	
78	256,700	294,300	356,200	394,900	429,200	465,600	
79	257,400	295,500	357,900	395,600	429,800	466,300	
80	258,200	296,800	359,600	396,400	430,400	467,000	
81	258,700	298,100	361,000	397,000	430,800	467,500	
82	259,400	299,200	362,400	397,500	431,400		
83	260,100	300,300	363,800	398,000	432,000		
84	260,700	301,400	365,300	398,500	432,600		
85	261,100	302,300	366,500	399,100	433,200		
86	261,600	303,300	367,700	399,800	433,800		
87	262,100	304,300	368,900	400,500	434,400		
88	262,600	305,300	370,200	401,200	435,000		
89	263,200	306,200	371,300	401,700	435,500		
90	263,900	307,100	372,000	402,500	436,000		
91	264,600	308,000	372,700	403,300	436,500		
92	265,300	309,000	373,500	404,100	437,100		
93	265,800	309,700	374,100	404,700	437,600		
94	266,300	310,600	374,700	405,500	438,200		
95	266,800	311,500	375,300	406,300	438,800		
96	267,300	312,400	376,000	407,100	439,400		
97	267,700	313,200	376,500	408,000	439,900		
98		314,100	377,200	408,500	440,500		
99		315,000	377,900	409,000	441,100		
100		315,900	378,600	409,500	441,700		
101		316,500	379,100	410,100	442,100		
102		317,300	379,700	410,600			
103		318,200	380,300	411,100			
104		319,100	380,900	411,600			

105		319,700	381,500	412,100		
106		320,300	382,000	412,600		
107		320,900	382,500	413,100		
108		321,500	383,000	413,600		
109		322,000	383,400	414,100		
110		322,500	383,900	414,600		
111		323,000	384,400	415,100		
112		323,500	384,900	415,600		
113		323,800	385,200	416,100		
114		324,300	385,600	416,600		
115		324,800	386,100	417,100		
116		325,300	386,600	417,600		
117		325,800	386,900	418,200		
118		326,300	387,400	418,700		
119		326,800	387,900	419,200		
120		327,300	388,400	419,700		
121		327,700	389,000	420,300		
122				420,900		
123				421,500		
124				422,100		
125				422,600		
126				423,200		
127				423,800		
128				424,400		
129				424,800		

備考 この表は、診療情報管理士、生活支援員、医療ソーシャルワーカー又は歩行訓練士も含めた他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、就業規則第2条第3項の職員を除く。

医療職給料表(1)に係る給料月額

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	282,100	361,900	417,100	478,200	536,900
2	284,300	364,400	419,100	480,000	594,600
3	286,500	366,900	421,100	481,800	658,200
4	288,700	369,400	423,100	483,600	730,800
5	290,900	371,800	425,000	485,200	786,400
6	294,500	374,400	426,900	486,900	845,100
7	298,100	377,000	428,800	488,600	923,600
8	301,700	379,600	430,700	490,300	
9	305,100	382,200	432,500	492,100	
10	308,500	384,800	434,400	494,100	
11	311,900	387,400	436,300	496,100	
12	315,300	390,000	438,200	498,100	
13	318,600	392,500	440,200	500,100	
14	321,700	395,200	442,300	502,200	
15	324,800	397,900	444,400	504,300	
16	327,900	400,600	446,500	506,400	
17	330,800	403,400	448,400	508,400	
18	333,700	405,100	450,400	510,400	
19	336,600	406,800	452,500	512,400	
20	339,500	408,500	454,600	514,300	
21	342,200	410,300	456,500	516,100	
22	345,500	412,100	458,400	518,000	
23	348,800	413,900	460,300	519,900	
24	352,100	415,700	462,200	521,700	
25	355,200	417,500	463,900	523,400	
26	358,200	419,100	465,700	525,200	
27	361,200	420,700	467,500	527,000	
28	364,300	422,300	469,300	528,800	
29	367,300	423,900	470,900	530,400	
30	369,600	425,600	472,700	532,200	
31	371,900	427,300	474,500	534,000	
32	374,200	429,000	476,300	535,800	

33	376,300	430,800	477,900	537,500	
34	377,800	432,500	479,900	539,300	
35	379,300	434,200	481,900	541,100	
36	380,800	436,000	483,900	542,800	
37	382,300	437,700	485,400	544,400	
38	384,100	439,400	487,200	546,000	
39	385,900	441,100	489,000	547,600	
40	387,700	442,900	490,800	549,200	
41	389,600	444,600	492,400	550,700	
42	390,700	446,100	494,200	552,100	
43	391,800	447,600	496,000	553,500	
44	392,900	449,100	497,800	554,800	
45	393,800	450,400	499,400	556,000	
46	394,700	451,800	501,200	557,000	
47	395,600	453,200	502,900	558,000	
48	396,500	454,600	504,600	559,000	
49	397,300	456,000	506,200	560,000	
50	397,800	457,400	507,500	560,900	
51	398,300	458,800	508,800	561,800	
52	398,800	460,200	510,100	562,700	
53	399,400	461,700	511,200	563,500	
54	399,900	462,900	512,500	564,400	
55	400,400	464,100	513,800	565,300	
56	400,900	465,300	515,100	566,200	
57	401,400	466,500	516,200	567,100	
58	401,900	467,500	517,100	568,000	
59	402,400	468,500	518,000	568,900	
60	402,900	469,500	518,900	569,800	
61	403,500	470,300	519,700	570,700	
62	403,900	471,000	520,600	571,600	
63	404,300	471,700	521,500	572,500	
64	404,700	472,400	522,400	573,400	
65	404,900	473,100	523,100	574,200	
66	405,400	473,800	524,000	575,100	
67	405,900	474,400	524,900	576,000	
68	406,300	475,000	525,800	576,900	

69	406,600	475,400	526,600	577,800	
70	407,100	476,100	527,500	578,700	
71	407,600	476,800	528,400	579,600	
72	408,000	477,400	529,300	580,500	
73	408,300	477,900	530,000	581,400	
74		478,600	530,900	582,300	
75		479,300	531,800	583,200	
76		479,900	532,700	584,100	
77		480,400	533,500	584,800	
78		481,000	534,400	585,700	
79		481,600	535,300	586,600	
80		482,200	536,200	587,500	
81		482,700	537,000	588,300	
82		483,300	537,900		
83		483,900	538,800		
84		484,500	539,700		
85		484,900	540,400		
86			541,300		
87			542,200		
88			543,100		
89			543,900		
90			544,800		
91			545,700		
92			546,600		
93			547,400		
94			548,300		
95			549,200		
96			550,100		
97			550,900		
98			551,800		
99			552,700		
100			553,600		
101			554,400		
102			555,300		
103			556,200		
104			557,100		

105			557,800		
106			558,700		
107			559,600		
108			560,500		
109			561,100		
110			562,000		
111			562,900		
112			563,800		
113			564,600		

備考 この表は、医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)に係る給料月額

職務の級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額	6 級 給 料 月 額	7 級 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	201,700	241,400	274,900	326,300	364,100	405,500
2	164,200	203,000	242,500	276,600	328,500	366,500	408,100
3	166,300	204,300	243,600	278,300	330,700	368,900	410,700
4	168,400	205,600	244,700	280,000	333,000	371,400	413,300
5	170,500	206,800	245,900	281,600	335,100	373,700	415,700
6	172,700	208,400	246,900	283,600	337,100	375,900	418,100
7	174,900	210,100	247,900	285,600	339,100	378,100	420,500
8	177,100	211,700	248,900	287,700	341,100	380,300	422,900
9	179,300	213,300	249,900	289,600	342,800	382,400	425,200
10	181,500	215,000	251,300	291,600	345,000	384,800	427,600
11	183,700	216,700	252,700	293,600	347,200	387,200	430,000
12	185,900	218,300	254,100	295,700	349,400	389,600	432,400
13	188,000	220,000	255,400	297,600	351,500	392,000	434,600
14	189,400	221,100	256,900	299,800	353,300	394,300	436,900
15	190,800	222,200	258,400	302,000	355,100	396,600	439,200
16	192,200	223,300	259,900	304,200	357,000	399,000	441,600
17	193,700	224,400	261,300	306,200	358,700	401,300	443,800
18	195,300	225,500	262,600	308,400	360,500	403,400	446,100
19	196,900	226,600	263,900	310,600	362,300	405,500	448,400
20	198,400	227,700	265,200	312,800	364,100	407,700	450,800
21	200,000	228,800	266,300	314,800	365,700	409,800	453,100
22	201,400	229,900	267,900	316,600	367,400	411,800	454,900
23	202,800	231,000	269,500	318,400	369,100	413,800	456,700
24	204,200	232,100	271,100	320,200	370,800	415,800	458,600
25	205,400	233,200	272,500	321,800	372,300	417,700	460,300
26	207,200	234,200	274,100	323,800	374,400	419,400	462,000
27	209,000	235,200	275,700	325,900	376,600	421,100	463,800
28	210,800	236,300	277,300	328,000	378,800	422,800	465,600
29	212,700	237,300	278,800	329,900	380,800	424,400	467,200
30	214,500	238,300	280,200	332,000	382,700	425,900	468,100
31	216,300	239,300	281,600	334,100	384,600	427,400	469,000
32	218,100	240,300	283,000	336,300	386,500	428,900	469,900

33	220,000	241,400	284,200	338,300	388,400	430,300	470,800
34	221,100	242,500	285,900	340,400	390,200	431,700	471,500
35	222,200	243,600	287,600	342,600	392,000	433,100	472,300
36	223,300	244,700	289,300	344,800	393,900	434,600	473,100
37	224,200	245,700	291,100	346,800	395,700	435,900	473,700
38	225,300	246,700	292,800	348,800	397,200	436,900	474,500
39	226,400	247,700	294,600	350,800	398,700	438,000	475,300
40	227,500	248,700	296,400	352,800	400,300	439,100	476,100
41	228,400	249,800	298,000	354,600	401,800	440,000	476,800
42	229,400	250,900	299,700	356,300	403,200	440,800	477,600
43	230,400	252,000	301,400	358,000	404,600	441,600	478,400
44	231,400	253,100	303,200	359,700	406,000	442,400	479,200
45	232,400	254,000	304,800	361,200	407,500	443,100	480,000
46	233,400	255,100	306,600	362,600	408,400	444,000	480,700
47	234,400	256,200	308,400	364,000	409,300	444,900	481,400
48	235,400	257,300	310,200	365,500	410,300	445,900	482,100
49	236,200	258,300	311,800	366,900	411,200	446,800	482,900
50	237,200	259,500	313,500	368,100	412,200	447,500	483,700
51	238,200	260,700	315,300	369,300	413,200	448,200	484,500
52	239,200	261,900	317,100	370,500	414,200	449,000	485,300
53	240,000	262,900	318,600	371,400	415,100	449,700	485,900
54	240,800	264,000	320,400	372,700	415,800	450,400	486,600
55	241,600	265,100	322,200	374,000	416,600	451,100	487,300
56	242,400	266,200	324,100	375,300	417,400	451,800	488,000
57	243,300	267,300	325,700	376,500	418,000	452,400	488,700
58	244,100	268,800	327,400	377,600	418,600	453,100	489,400
59	244,900	270,300	329,100	378,700	419,200	453,800	490,100
60	245,700	271,800	330,900	379,800	419,800	454,500	490,800
61	246,300	273,300	332,500	380,700	420,200	455,000	491,500
62	247,000	274,800	334,200	381,500	420,900	455,600	492,200
63	247,700	276,300	335,900	382,300	421,700	456,200	492,900
64	248,400	277,900	337,600	383,200	422,500	456,800	493,600
65	249,100	279,300	339,100	384,000	423,100	457,400	494,300
66	249,700	280,400	340,500	384,700	423,800	458,000	495,100
67	250,300	281,500	341,900	385,400	424,500	458,600	495,900
68	250,900	282,600	343,300	386,200	425,200	459,200	496,700

69	251,300	283,500	344,500	386,800	425,800	459,900	497,300
70	251,900	284,700	345,700	387,600	426,500	460,600	
71	252,500	285,900	346,900	388,500	427,200	461,300	
72	253,100	287,100	348,100	389,400	428,000	462,000	
73	253,600	288,100	349,100	390,100	428,700	462,600	
74	254,200	289,300	350,500	391,100	429,200	463,200	
75	254,900	290,600	351,900	392,200	429,700	463,800	
76	255,500	291,900	353,400	393,300	430,200	464,400	
77	255,900	293,000	354,600	394,200	430,800	464,900	
78	256,700	294,300	356,200	394,900	431,400	465,600	
79	257,400	295,500	357,900	395,600	432,000	466,300	
80	258,200	296,800	359,600	396,400	432,600	467,000	
81	258,700	298,100	361,000	397,000	433,100	467,500	
82	259,400	299,200	362,400	397,500	433,700		
83	260,100	300,300	363,800	398,000	434,300		
84	260,700	301,400	365,300	398,500	434,900		
85	261,100	302,300	366,500	399,100	435,500		
86	261,600	303,300	367,700	399,800	436,100		
87	262,100	304,300	368,900	400,500	436,700		
88	262,600	305,300	370,200	401,200	437,300		
89	263,200	306,200	371,300	401,700	437,800		
90	263,900	307,100	372,000	402,500	438,400		
91	264,600	308,000	372,700	403,300	439,000		
92	265,300	309,000	373,500	404,100	439,600		
93	265,800	309,700	374,100	404,700	440,100		
94	266,300	310,600	374,700	405,500	440,700		
95	266,800	311,500	375,300	406,300	441,300		
96	267,300	312,400	376,000	407,100	441,900		
97	267,700	313,200	376,500	408,000	442,400		
98		314,100	377,200	408,500	443,000		
99		315,000	377,900	409,000	443,600		
100		315,900	378,600	409,500	444,200		
101		316,500	379,100	410,100	444,800		
102		317,300	379,700	410,600	445,600		
103		318,200	380,300	411,100	446,400		
104		319,100	380,900	411,600	447,200		

105		319,700	381,500	412,100	447,800		
106		320,300	382,000	412,600			
107		320,900	382,500	413,100			
108		321,500	383,000	413,600			
109		322,000	383,400	414,100			
110		322,500	383,900	414,600			
111		323,000	384,400	415,100			
112		323,500	384,900	415,600			
113		323,800	385,200	416,100			
114		324,300	385,600	416,600			
115		324,800	386,100	417,100			
116		325,300	386,600	417,600			
117		325,800	386,900	418,200			
118		326,300	387,400	418,700			
119		326,800	387,900	419,200			
120		327,300	388,400	419,700			
121		327,700	389,000	420,300			
122				420,900			
123				421,500			
124				422,100			
125				422,600			
126				423,200			
127				423,800			
128				424,400			
129				424,800			

備考 この表は、薬剤師，心理療法士，診療放射線技師，栄養士，臨床検査技師，臨床工学技士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士，歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額（平成5年4月1日以降の採用者に適用）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	190,200	229,300	274,900	327,100	364,100	405,500
2	164,200	191,700	230,300	276,600	329,200	366,500	408,100
3	166,300	193,200	231,300	278,300	331,300	368,900	410,700
4	168,400	194,700	232,300	280,000	333,500	371,400	413,300
5	170,500	196,200	233,200	281,600	335,600	373,700	415,700
6	172,700	197,800	234,300	283,600	337,400	375,900	418,100
7	174,900	199,400	235,400	285,600	339,200	378,100	420,500
8	177,100	200,900	236,500	287,700	341,100	380,300	422,900
9	179,300	202,400	237,400	289,600	342,800	382,400	425,200
10	181,500	203,500	238,400	291,600	344,900	384,800	427,600
11	183,700	204,600	239,400	293,600	347,000	387,200	430,000
12	185,900	205,700	240,400	295,700	349,200	389,600	432,400
13	188,000	206,800	241,400	297,600	351,200	392,000	434,600
14	189,400	208,400	242,500	299,800	353,000	394,300	436,900
15	190,800	210,100	243,600	302,000	354,800	396,600	439,200
16	192,200	211,700	244,700	304,200	356,700	399,000	441,600
17	193,700	213,300	245,900	306,200	358,400	401,300	443,800
18	195,300	215,000	246,900	308,400	360,100	403,400	446,100
19	196,900	216,700	247,900	310,600	361,800	405,500	448,400
20	198,400	218,300	248,900	312,800	363,500	407,700	450,800
21	200,000	220,000	249,900	314,800	365,000	409,800	453,100
22	201,400	221,100	251,300	316,600	366,600	411,800	454,900
23	202,800	222,200	252,700	318,400	368,200	413,800	456,700
24	204,200	223,300	254,100	320,200	369,800	415,800	458,600
25	205,400	224,400	255,400	321,800	371,300	417,700	460,300
26	207,200	225,500	256,900	323,800	373,300	419,400	462,000
27	209,000	226,600	258,400	325,900	375,400	421,100	463,800
28	210,800	227,700	259,900	328,000	377,500	422,800	465,600
29	212,700	228,800	261,300	329,900	379,400	424,400	467,200
30	214,500	229,900	262,600	332,000	381,400	425,900	468,100
31	216,300	231,000	263,900	334,100	383,500	427,400	469,000
32	218,100	232,100	265,200	336,300	385,600	428,900	469,900

33	220,000	233,200	266,300	338,300	387,500	430,300	470,800
34	221,100	234,200	267,900	340,400	389,400	431,700	471,500
35	222,200	235,200	269,500	342,600	391,300	433,100	472,300
36	223,300	236,300	271,100	344,800	393,200	434,600	473,100
37	224,200	237,300	272,500	346,800	395,000	435,900	473,700
38	225,300	238,300	274,100	348,800	396,600	436,900	474,500
39	226,400	239,300	275,700	350,800	398,200	438,000	475,300
40	227,500	240,300	277,300	352,800	399,800	439,100	476,100
41	228,400	241,400	278,800	354,600	401,200	440,000	476,800
42	229,400	242,500	280,200	356,300	402,700	440,800	477,600
43	230,400	243,600	281,600	358,000	404,200	441,600	478,400
44	231,400	244,700	283,000	359,700	405,800	442,400	479,200
45	232,400	245,700	284,200	361,200	407,200	443,100	480,000
46	233,400	246,700	285,900	362,600	408,800	444,000	480,700
47	234,400	247,700	287,600	364,000	410,400	444,900	481,400
48	235,400	248,700	289,300	365,500	412,000	445,900	482,100
49	236,200	249,800	291,100	366,900	413,600	446,800	482,900
50	237,200	250,900	292,800	368,100	415,300	447,500	483,700
51	238,200	252,000	294,600	369,300	417,000	448,200	484,500
52	239,200	253,100	296,400	370,500	418,600	449,000	485,300
53	240,000	254,000	298,000	371,400	420,100	449,700	485,900
54	240,800	255,100	299,700	372,700	421,400	450,400	486,600
55	241,600	256,200	301,400	374,000	422,700	451,100	487,300
56	242,400	257,300	303,200	375,300	424,000	451,800	488,000
57	243,300	258,300	304,800	376,500	425,200	452,400	488,700
58	244,100	259,500	306,600	377,600	425,900	453,100	489,400
59	244,900	260,700	308,400	378,700	426,600	453,800	490,100
60	245,700	261,900	310,200	379,800	427,300	454,500	490,800
61	246,300	262,900	311,800	380,700	427,900	455,000	491,500
62	247,000	264,000	313,500	381,500	428,600	455,600	492,200
63	247,700	265,100	315,300	382,300	429,400	456,200	492,900
64	248,400	266,200	317,100	383,200	430,200	456,800	493,600
65	249,100	267,300	318,600	384,000	430,800	457,400	494,300
66	249,700	268,800	320,400	384,700	431,500	458,000	495,100
67	250,300	270,300	322,200	385,400	432,200	458,600	495,900
68	250,900	271,800	324,100	386,200	432,900	459,200	496,700

69	251,300	273,300	325,700	386,800	433,400	459,900	497,300
70	251,900	274,800	327,400	387,600	434,000	460,600	
71	252,500	276,300	329,100	388,500	434,600	461,300	
72	253,100	277,900	330,900	389,400	435,200	462,000	
73	253,600	279,300	332,500	390,100	435,800	462,600	
74	254,200	280,400	334,200	391,100	436,500	463,200	
75	254,900	281,500	335,900	392,200	437,200	463,800	
76	255,500	282,600	337,600	393,300	437,900	464,400	
77	255,900	283,500	339,100	394,200	438,400	464,900	
78	256,700	284,700	340,500	394,900	438,900	465,600	
79	257,400	285,900	341,900	395,600	439,400	466,300	
80	258,200	287,100	343,300	396,400	439,900	467,000	
81	258,700	288,100	344,500	397,000	440,300	467,500	
82	259,400	289,300	345,700	397,500	440,900		
83	260,100	290,600	346,900	398,000	441,500		
84	260,700	291,900	348,100	398,500	442,100		
85	261,100	293,000	349,100	399,100	442,500		
86	261,600	294,300	350,500	399,800	443,000		
87	262,100	295,500	351,900	400,500	443,500		
88	262,600	296,800	353,400	401,200	444,000		
89	263,200	298,100	354,600	401,700	444,500		
90	263,900	299,200	356,200	402,500	445,000		
91	264,600	300,300	357,900	403,300	445,500		
92	265,300	301,400	359,600	404,100	446,100		
93	265,800	302,300	361,000	404,700	446,600		
94	266,300	303,300	362,400	405,500	447,200		
95	266,800	304,300	363,800	406,300	447,800		
96	267,300	305,300	365,300	407,100	448,400		
97	267,700	306,200	366,500	408,000	448,800		
98		307,100	367,700	408,500	449,300		
99		308,000	368,900	409,000	449,800		
100		309,000	370,200	409,500	450,300		
101		309,700	371,300	410,100	450,800		
102		310,600	372,000	410,600			
103		311,500	372,700	411,100			
104		312,400	373,500	411,600			

105		313,200	374,100	412,100		
106		314,100	374,700	412,600		
107		315,000	375,300	413,100		
108		315,900	376,000	413,600		
109		316,500	376,500	414,100		
110		317,300	377,200	414,600		
111		318,200	377,900	415,100		
112		319,100	378,600	415,600		
113		319,700	379,100	416,100		
114		320,300	379,700	416,600		
115		320,900	380,300	417,100		
116		321,500	380,900	417,600		
117		322,000	381,500	418,200		
118		322,500	382,000	418,700		
119		323,000	382,500	419,200		
120		323,500	383,000	419,700		
121		323,800	383,400	420,300		
122		324,300	383,900	420,900		
123		324,800	384,400	421,500		
124		325,300	384,900	422,100		
125		325,800	385,200	422,600		
126		326,300	385,600	423,200		
127		326,800	386,100	423,800		
128		327,300	386,600	424,400		
129		327,700	386,900	424,800		
130			387,400			
131			387,900			
132			388,400			
133			389,000			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額(平成5年3月31日以前の採用者に適用)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1			243,700	282,000	327,100	364,100	405,500
2			244,400	283,400	329,200	366,500	408,100
3			245,100	284,900	331,300	368,900	410,700
4			245,800	286,400	333,500	371,400	413,300
5			246,500	287,700	335,600	373,700	415,700
6			247,600	289,500	337,400	375,900	418,100
7			248,700	291,300	339,200	378,100	420,500
8			249,800	293,200	341,100	380,300	422,900
9			250,700	294,900	342,800	382,400	425,200
10			251,600	296,600	344,900	384,800	427,600
11			252,500	298,300	347,000	387,200	430,000
12			253,400	300,000	349,200	389,600	432,400
13		227,600	254,600	301,500	351,200	392,000	434,600
14		228,700	255,400	303,300	353,000	394,300	436,900
15		229,900	256,300	305,100	354,800	396,600	439,200
16		231,100	257,100	306,900	356,700	399,000	441,600
17		232,300	258,000	308,500	358,400	401,300	443,800
18		233,600	258,700	310,300	360,100	403,400	446,100
19		234,900	259,400	312,100	361,800	405,500	448,400
20		236,200	260,100	313,900	363,500	407,700	450,800
21		237,600	261,000	315,500	365,000	409,800	453,100
22		238,300	262,100	317,200	366,600	411,800	454,900
23		239,000	263,200	318,800	368,200	413,800	456,700
24		239,600	264,300	320,400	369,800	415,800	458,600
25		240,200	265,100	321,800	371,300	417,700	460,300
26		241,000	266,200	323,800	373,300	419,400	462,000
27		241,800	267,300	325,900	375,400	421,100	463,800
28		242,600	268,400	328,000	377,500	422,800	465,600
29		243,500	269,200	329,900	379,400	424,400	467,200
30		244,300	270,200	332,000	381,400	425,900	468,100
31		245,100	271,200	334,100	383,500	427,400	469,000
32		245,900	272,200	336,300	385,600	428,900	469,900

33	246,800	273,000	338,300	387,500	430,300	470,800
34	247,700	274,200	340,400	389,400	431,700	471,500
35	248,600	275,400	342,600	391,300	433,100	472,300
36	249,600	276,600	344,800	393,200	434,600	473,100
37	250,400	277,800	346,800	395,000	435,900	473,700
38	251,200	279,000	348,800	396,600	436,900	474,500
39	252,000	280,300	350,800	398,200	438,000	475,300
40	252,800	281,500	352,800	399,800	439,100	476,100
41	253,700	282,600	354,600	401,200	440,000	476,800
42	254,400	283,700	356,300	402,700	440,800	477,600
43	255,100	284,800	358,000	404,200	441,600	478,400
44	255,800	285,900	359,700	405,800	442,400	479,200
45	256,300	286,800	361,200	407,200	443,100	480,000
46	256,800	288,200	362,600	408,800	444,000	480,700
47	257,300	289,600	364,000	410,400	444,900	481,400
48	257,700	291,000	365,500	412,000	445,900	482,100
49	258,200	292,400	366,900	413,600	446,800	482,900
50	258,800	293,800	368,100	415,300	447,500	483,700
51	259,400	295,500	369,300	417,000	448,200	484,500
52	260,000	297,100	370,500	418,600	449,000	485,300
53	260,500	298,500	371,400	420,100	449,700	485,900
54	261,100	300,100	372,700	421,400	450,400	486,600
55	261,700	301,700	374,000	422,700	451,100	487,300
56	262,300	303,300	375,300	424,000	451,800	488,000
57	262,800	304,800	376,500	425,200	452,400	488,700
58	263,500	306,600	377,600	425,900	453,100	489,400
59	264,200	308,400	378,700	426,600	453,800	490,100
60	264,900	310,200	379,800	427,300	454,500	490,800
61	265,300	311,800	380,700	427,900	455,000	491,500
62	265,900	313,500	381,500	428,600	455,600	492,200
63	266,500	315,300	382,300	429,400	456,200	492,900
64	267,200	317,100	383,200	430,200	456,800	493,600
65	267,800	318,600	384,000	430,800	457,400	494,300
66	269,100	320,400	384,700	431,500	458,000	495,100
67	270,500	322,200	385,400	432,200	458,600	495,900
68	271,900	324,100	386,200	432,900	459,200	496,700

69	273,300	325,700	386,800	433,400	459,900	497,300
70	274,800	327,400	387,600	434,000	460,600	
71	276,300	329,100	388,500	434,600	461,300	
72	277,900	330,900	389,400	435,200	462,000	
73	279,300	332,500	390,100	435,800	462,600	
74	280,400	334,200	391,100	436,500	463,200	
75	281,500	335,900	392,200	437,200	463,800	
76	282,600	337,600	393,300	437,900	464,400	
77	283,500	339,100	394,200	438,400	464,900	
78	284,700	340,500	394,900	438,900	465,600	
79	285,900	341,900	395,600	439,400	466,300	
80	287,100	343,300	396,400	439,900	467,000	
81	288,100	344,500	397,000	440,300	467,500	
82	289,300	345,700	397,500	440,900		
83	290,600	346,900	398,000	441,500		
84	291,900	348,100	398,500	442,100		
85	293,000	349,100	399,100	442,500		
86	294,300	350,500	399,800	443,000		
87	295,500	351,900	400,500	443,500		
88	296,800	353,400	401,200	444,000		
89	298,100	354,600	401,700	444,500		
90	299,200	356,200	402,500	445,000		
91	300,300	357,900	403,300	445,500		
92	301,400	359,600	404,100	446,100		
93	302,300	361,000	404,700	446,600		
94	303,300	362,400	405,500	447,200		
95	304,300	363,800	406,300	447,800		
96	305,300	365,300	407,100	448,400		
97	306,200	366,500	408,000	448,800		
98	307,100	367,700	408,500	449,300		
99	308,000	368,900	409,000	449,800		
100	309,000	370,200	409,500	450,300		
101	309,700	371,300	410,100	450,800		
102	310,600	372,000	410,600			
103	311,500	372,700	411,100			
104	312,400	373,500	411,600			

105		313,200	374,100	412,100		
106		314,100	374,700	412,600		
107		315,000	375,300	413,100		
108		315,900	376,000	413,600		
109		316,500	376,500	414,100		
110		317,300	377,200	414,600		
111		318,200	377,900	415,100		
112		319,100	378,600	415,600		
113		319,700	379,100	416,100		
114		320,300	379,700	416,600		
115		320,900	380,300	417,100		
116		321,500	380,900	417,600		
117		322,000	381,500	418,200		
118		322,500	382,000	418,700		
119		323,000	382,500	419,200		
120		323,500	383,000	419,700		
121		323,800	383,400	420,300		
122		324,300	383,900	420,900		
123		324,800	384,400	421,500		
124		325,300	384,900	422,100		
125		325,800	385,200	422,600		
126		326,300	385,600	423,200		
127		326,800	386,100	423,800		
128		327,300	386,600	424,400		
129		327,700	386,900	424,800		
130			387,400			
131			387,900			
132			388,400			
133			389,000			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

技能業務職給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	162,100	179,300	255,400
2	164,200	181,500	256,900
3	166,300	183,700	258,400
4	168,400	185,900	259,900
5	170,500	188,100	261,300
6	172,700	189,500	262,600
7	174,900	190,900	263,900
8	177,100	192,300	265,200
9	179,300	193,800	266,300
10	181,500	195,500	267,900
11	183,700	197,200	269,500
12	185,900	198,800	271,100
13	188,100	200,400	272,500
14	189,500	201,900	274,100
15	190,900	203,400	275,700
16	192,300	204,900	277,300
17	193,800	206,500	278,800
18	195,400	208,300	280,200
19	197,000	210,100	281,600
20	198,600	211,900	283,000
21	200,300	213,700	284,200
22	201,800	215,300	285,900
23	203,300	216,900	287,600
24	204,800	218,500	289,300
25	206,400	220,200	291,100
26	208,100	221,300	292,800
27	209,800	222,400	294,600
28	211,600	223,500	296,400
29	213,400	224,400	298,000
30	215,100	225,500	299,700
31	216,800	226,600	301,400
32	218,500	227,700	303,200

33	220,200	228,800	304,800
34	221,100	229,900	306,600
35	222,000	231,000	308,400
36	222,900	232,100	310,200
37	223,700	233,200	311,800
38	224,800	234,200	313,500
39	225,900	235,200	315,300
40	227,000	236,300	317,000
41	227,900	237,300	318,600
42	229,000	238,300	320,400
43	230,100	239,300	322,200
44	231,200	240,300	324,100
45	232,100	241,400	325,700
46	233,200	242,500	327,400
47	234,300	243,600	329,100
48	235,400	244,700	330,900
49	236,300	245,700	332,500
50	237,400	246,700	334,200
51	238,500	247,700	335,900
52	239,600	248,700	337,600
53	240,500	249,800	339,100
54	241,600	250,900	340,500
55	242,700	252,000	341,900
56	243,800	253,100	343,300
57	244,700	254,000	344,500
58	245,700	255,100	345,700
59	246,700	256,200	346,900
60	247,700	257,300	348,100
61	248,800	258,300	349,100
62	249,800	259,500	350,500
63	250,800	260,700	351,900
64	251,800	261,900	353,400
65	252,900	262,900	354,600
66	253,900	264,000	356,200
67	255,000	265,100	357,800
68	256,100	266,200	359,500

69	257,000	267,300	361,000
70	258,000	268,800	362,400
71	259,000	270,300	363,800
72	260,000	271,800	365,300
73	261,000	273,300	366,500
74	262,000	274,800	367,700
75	263,000	276,300	368,900
76	264,000	277,900	370,200
77	265,000	279,300	371,300
78	266,000	280,400	372,300
79	267,000	281,500	373,300
80	268,000	282,600	374,300
81	269,000	283,500	375,200
82	270,000	284,700	376,400
83	271,000	285,900	377,600
84	272,000	287,100	378,800
85	272,900	288,100	379,800
86	274,000	289,300	381,200
87	275,100	290,600	382,700
88	276,200	291,900	384,200
89	277,100	293,000	385,500
90	278,100	294,300	387,100
91	279,100	295,600	388,700
92	280,100	296,900	390,300
93	281,000	298,100	391,700
94	282,400	299,100	392,900
95	283,900	300,200	394,100
96	285,400	301,300	395,300
97	286,600	302,200	396,300
98	288,000	303,200	397,500
99	289,400	304,200	398,700
100	290,800	305,300	399,800
101	292,100	306,200	400,800
102	293,000	307,100	401,800
103	293,900	308,000	402,800
104	294,800	309,000	403,800

105	295,600	309,700	404,700
106	296,400	310,600	405,500
107	297,200	311,500	406,300
108	298,100	312,400	407,100
109	298,700	313,200	408,000
110	299,500	314,100	408,500
111	300,300	315,000	409,000
112	301,100	315,900	409,500
113	301,700	316,500	410,100
114	302,100	317,300	410,600
115	302,500	318,200	411,100
116	302,900	319,100	411,600
117	303,200	319,700	412,100
118	303,700	320,300	412,600
119	304,200	320,900	413,100
120	304,700	321,500	413,600
121	305,000	322,000	414,100
122	305,500	322,500	414,600
123	306,000	323,000	415,100
124	306,500	323,500	415,600
125	306,800	323,800	416,100
126	307,100	324,300	
127	307,500	324,800	
128	307,900	325,300	
129	308,100	325,800	
130	308,400	326,300	
131	308,800	326,800	
132	309,200	327,300	
133	309,400	327,700	
134	309,800		
135	310,200		
136	310,600		
137	310,800		

備考 この表は、業務員、技術員及び介護士に適用する。